

# 那珂市経済対策支援制度利用支援金【申請受付要項】

## 【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受け、新型コロナウイルス感染症に係る国・県の経済対策支援制度（国の雇用調整助成金、国の小学校休業等対応助成金又は国の小学校休業等対応支援金は別の支援制度があるため除く）の給付を受けた市内の事業者に対し、支援制度等の申請に要した費用の一部を支援するため、予算の範囲内において支援金を交付します。

## 【交付額】

給付金の額は、**最大3万円**とします。ただし、申請にかかった費用が3万円に満たない場合は、その額とします。

## 【交付対象要件】

次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和2年4月1日以降、支援制度等の申請又は申請書類作成を資格を有する第三者に依頼し、給付の決定を受けたもの
- (2) 市内に住所を有し事業を営む個人事業主又は市内に本社・本店を有する中小企業者であること
- (3) 申請時点において、市税に未納がないこと

## 【交付回数】

**1事業者につき1回限り**

## 【申請受付期間】

**令和3年3月15日(月)まで** ※当日消印有効

## 【申請書等の入手方法】

- (1) 那珂市ホームページ（下記 URL）に掲載してありますのでダウンロードしてください。

URL : <https://www.city.naka.lg.jp/page/page006869.html>

で検索

- (2) 那珂市役所商工観光課、那珂市商工会で配布しています。

## 【申請書類】

- (1) 那珂市経済対策支援制度利用支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 関係書類
  - ・ 事業を営んでいることが確認できる書類
  - ・ 支援制度等の交付決定通知書等成果が分かる書類の写し
  - ・ 資格を有する第三者に経費を支払ったことがわかる書類の写し

- ・ 振込先口座が確認できる書類（通帳等の写し）
  - ・ 誓約書兼同意書（様式第2号）
- ※ 必要に応じて追加書類の提出を求め場合があります。  
また、申請書類は返却しませんのでご了承ください。

## 【申請方法】

### 郵 送

【提出先】 〒311-0192 那珂市福田1819番地5  
那珂市 産業部 商工観光課 宛て

※コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、3密（密閉、密集、密接）を避けるため、ご理解・ご協力をお願いします

## 【その他】

- (1) 申請書類を受理した後、内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を交付します。交付（不交付）を決定したときは、後日、交付（不交付）に関する通知を郵送します。
- (2) 支援金の交付決定後、交付対象要件に該当しない事実や不交付要件に該当すること、虚偽不正等が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の返還を求めます。

## 【お問合せ先】

那珂市 産業部 商工観光課

電 話 029-298-1111（内線245）

時 間 平日 午前8時30分 から 午後5時15分まで